

## 中津市地域公共交通アクションプラン策定支援委託業務 公募型プロポーザル評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中津市が実施する中津市地域公共交通アクションプラン策定支援委託業務 公募型プロポーザル実施要領に基づき、提案者の審査、最優秀提案者（契約候補者）、次点（以下「最優秀提案者等」という。）の選定に必要な事項を定めるものとする。

(選定の主体等)

第2条 最優秀提案者等の選定は、中津市地域公共交通アクションプラン策定支援委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

2 「審査委員会」は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、最優秀提案者等を選定する。

3 受付期間、審査期間を通じて、各委員と提案者との直接接触を禁止する。

(選定方法)

第3条 参加資格要件を審査し、要件を満たしている提案者のみ、提案者から提出される企画提案書の内容を主要な審査対象として審査を行い、最優秀提案者等を選定する。

2 提案者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの実施を求め、その内容を審査の参考とする。

3 第4条に定める評価基準により、各委員が別表の審査項目ごとに採点を行う。各委員の評価点の合計を総合点とし、総合点が最も高い提案者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。また、総合点が2番目に高い提案者を次点とする。

ただし、最優秀提案者の選定候補となるのは総合点が60点×委員数で算出された点数以上のものであるとする。

(評価基準)

第4条 評価にあたっては、別表に定める評価項目・基準に基づき審査する。

(最優秀提案者等の決定)

第5条 最優秀提案者は「審査委員会」による選定結果に基づき決定する。

2 最高得点者が2者以上となった場合は、各項目の満点数の多い方を最優秀企画提案者とする。なお、満点数も同数の場合は、以下順次点数を下げた獲得項目数を比較し、最優秀企画提案者を決定し、さらに同数となった場合は審査委員の協議により決定する。

3 総合点が予め定めた最低点以上の提案者がいない場合は、最優秀提案者等を選定せず、本プロポーザルを無効とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、「審査委員会」が別途定めることとする。

別表（評価項目・基準）

評価項目	評価の着目点	評価基準	評価点
		基本事項	
業務実績	会社の業務実績	地域公共交通利便増進実施計画、地域公共交通再編実施計画に関する業務、または、路線バスの再編に関する業務実績を有するなど実施要領に示した技術上類似する業務実績を評価する。	10
	配置予定技術者の業務実績及び能力	配置予定技術者の業務実績（会社の業務実績と同様）、保有資格及び経験年数を評価する。	10
業務フロー・工程表	業務フロー、工程表の的確性	作業スケジュールや策定プロセスなどの工程が的確であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。	10
企画提案	提案内容の的確性・実現性	・調査・分析 プラン策定に際してのニーズ調査・分析を行う手法及び手順が適切であるか	15
		・発想力・企画力 効用を高めることを目的とした独創的かつ魅力的な提案であるか	15
		・実現性 ”利用される公共交通”の実現が可能と見込める提案であるか	15
プレゼンテーション	プレゼンテーション・コミュニケーション能力	プレゼンテーションが分かりやすく説得力があり、質疑に対して的確な応答であったか。	5
見積額	業務コストの妥当性	(1-見積書の金額÷委託料上限額)×10 ※小数点以下切り捨て	10
評価点合計			100

※ 100点×委員数を総合点の満点とし、60点×委員数を総合点の最低点とする。